五條市病害虫被害木整備事業補助金交付要綱

令和５年５月８日　制定

（趣旨）

第１条　市長は、病害虫による被害を受けた立木の整備を目的として、森林整備を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、五條市補助金等交付規則（令和３年３月五條市規則第１３号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（用語）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　(1)　病害虫　マツノマダラカミキリ及びマツノザイセンチュウ、カシノナガキクイムシ、クビアカツヤカミキリ等の健全な立木に悪影響を及ぼすものをいう。

　(2)　被害木　病害虫による被害を受けた立木のうち、果樹を除いたものをいう。

（補助対象者等）

第３条　この要綱において補助金の交付を受けることのできる者は、被害木の所有者又は所有者から施業の同意を得た者（以下「補助対象者」という。）とする。ただし、第６条第３号に規定する見積書の徴収先が補助対象者になることはできない。

２　この要綱において整備の対象となる被害木は、倒木した際に民家、公共物、河川、道路等に被害が及ぶおそれがあるものとする。

（補助対象事業の内容等）

第４条　補助の対象となる事業の内容、経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

２　国、奈良県等他の補助金等の制度を併用する場合は、補助金の交付額を調整することがある。また、市の他の補助金等又は市が助成している団体からの補助金等制度との併用はできない。

（補助事業の実施期間）

第５条　補助事業の実施期間は、補助金の交付の決定を受けた日からその日の属する年度の末日までとする。

（補助金の交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が定める期間内に五條市病害虫被害木整備事業補助金交付申請書（様式第１号）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)　事業計画書（様式第２号）

(2)　収支予算書（様式第３号）

(3)　事業者から徴取した補助対象事業に係る見積書

(4)　施業実施前の現場写真

(5)　施業を行う場所が分かる図面等

(6)　被害木の所有者から施業の同意を得たことを証する書類（申請者が被害木の所有者でない場合に限る。）

(7)　その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第７条　市長は、前条の書類を受理した場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に対し五條市病害虫被害木整備事業補助金交付決定通知書（様式第４号）により通知するものとする。この場合において、市長が補助金の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付すことができるものとする。

（事前着手の申請）

第８条　申請者が、やむを得ない事由により前条の補助金の交付決定を受けないで、補助対象事業に着手しようとするときは、五條市病害虫被害木整備事業事前着手承認申請書（様式第５号）にその他市長が必要と認める書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（申請の取下げ）

第９条　第７条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、同条の規定による交付の決定の通知を受けた日から１０日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（補助金の概算払）

第１０条　市長は、補助金の交付を決定した場合において、必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

２　補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1)　五條市病害虫被害木整備事業補助金概算払請求書（様式第６号）

(2)　振込先口座の通帳の見開きの写し

(3)　その他市長が必要と認める書類

（事業内容の変更）

第１１条　補助事業者は、交付の決定を受けた事業について、その事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ五條市病害虫被害木整備事業補助金変更承認申請書（様式第７号）に変更後の交付申請額の根拠となる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（中止又は廃止の承認の申請）

第１２条　補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ五條市病害虫被害木整備事業中止（廃止）承認申請書（様式第８号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（状況報告等）

第１３条　市長は、特に必要があると認めるときは、事業実施途中において、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況について報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

（完了実績報告）

第１４条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了した日から１０日以内又は交付決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、五條市病害虫被害木整備事業完了実績報告書（様式第９号）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)　収支決算書（様式第１０号）

(2)　事業の支出状況を確認できる通帳及び領収書、搬出に係る伝票その他の補助事業に要した費用が分かる書類の写し（原本を提示すること。）

(3)　施業中及び施業後の状況が分かる写真

(4)　その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定、交付及び精算）

第１５条　市長は、前条の規定による書類の提出を受けた場合は、必要な検査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対して五條市病害虫被害木整備事業補助金交付金額確定通知書（様式第１１号）により通知するものとする。

２　前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、五條市病害虫被害木整備事業補助金請求書（様式第１２号）に振込先口座の通帳の見開きの写しを添えて市長に提出しなければならない。

３　市長は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、第１０条第１項の規定により概算払をした金額がある場合にはこれを精算し、補助金を交付するものとする。

４　補助事業者は、第１項の規定による通知を受け、既にその額を超える補助金が交付されているときは、市長の指定する期日までに返納しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第１６条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　第７条の規定により市長が付した条件に違反したとき。

(2)　第１１条の規定に違反したとき。

(3)　第１３条の規定による市長の報告の求めに従わなかったとき、又は調査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。

(4)　第１５条第１項の規定により実施した検査の結果、補助金を交付することが適切だと認められなかったとき。

(5)　事業実施年度の翌年度の初日から起算して５年以内に、当該森林を森林以外の用途に転用したとき。（事業実施場所が五條市森林整備計画の対象民有林内である場合に限る。）

(6)　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

　（関係書類等の整備）

第１７条　補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ

当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度の初日から起算して５年

間整備、保管しなければならない。

（その他）

第１８条　その他の事項については、次の各号に掲げるとおりとする。

　(1)　第６条第３号に規定する見積書は、伐倒する被害木の本数及び施業の内容を明記したものでなければならない。また、健全木を支障木として被害木とともに伐倒する場合、その本数は被害木と分けて記入するものとする。

　(2)　第６条第４号及び第１４条第３号に規定する施業前、施業中及び施業後の写真は、同位置から同角度、同方向を撮影したものでなければならない。

　(3)　この事業において被害木及び支障木の搬出を実施するときは、五條市林産物加工施設に搬入し、適切に処分するものとする。ただし、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成１６年法律第７８号）、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成１７年政令第１６９号）、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成１７年農林水産省・環境省令第２号）及びその他関係法令等の規定（以下この号において「規定」という。）により特定外来生物等に指定され、運搬等について規制等のあるものについては、規定に基づいて処理しなければならない。また、搬出により収入が生じたときは、事業費からその額を差し引くものとする。

(4)　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

　この要綱は、公布の日から施行する。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、公布の日から施行する。

　（経過措置）

２　この要綱の施行の際、この要綱による改正前の五條市ナラ枯れ被害木整備事業補助金

　交付要綱に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用すること

　ができる。